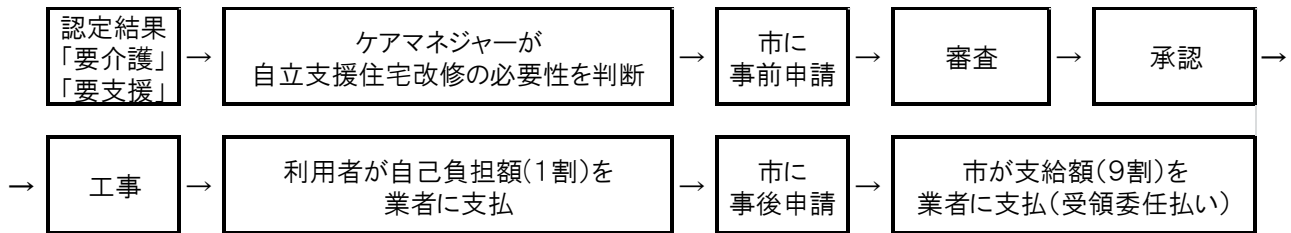


高齢者自立支援住宅改修費の支給申請について

《65歳以上で、要介護認定において「要介護」もしくは「要支援」と認定された方》



○工事前に申請が必要です。事前申請をし、審査を経て承認が下りた際に、被保険者に給付決定通知、工事業者に委託通知をお送りします。事前申請をしてから承認が下りるまで、2週間程度かかります。必ず承認が下りてから工事をしてください。

○工事後は事後申請が必要です。事後申請をしてから支給額の振込まで、1か月程度かかります。

○老朽化・故障に伴う工事、新築に伴う工事は対象外です。

○申請内容、工事内容の確認のために、現地調査をさせていただく場合があります。

○工事を検討するときは、複数の業者から見積もりをとることをおすすめします。

【改修の種類と支給限度額】（限度額を超えた金額は自己負担となります。）

(1) 浴槽の取り替え 37万9千円（自己負担3万7,900円 支給額34万1,100円）

要件 ①利用者が改修前、浴槽入浴できておらず、改修することにより入浴が可能になる

②福祉用具では対応ができない ③利用者がデイスサービス等では入浴しない

(2) 流し又は洗面台の取り替え等 15万6千円（自己負担1万5,600円 支給額14万400円）

要件 ①利用者が常時車いすを使用している ②手が不自由で、既存の蛇口を利用できない

(3) 和式便器の洋式化 10万6千円（自己負担1万600円 支給額9万5,400円）

要件 ①現在、和式便器である（介護保険住宅改修の便器の取替項目の給付と併用はできません。）

《事前申請 必要書類》

1. 高齢者自立支援住宅改修給付申請書

2. 住宅改修の承諾書

住宅の所有者が被保険者と異なる場合は必要です。

マンション等の集合住宅の場合は管理規程をご確認ください。

3. 高齢者自立支援住宅改修給付費受領に伴う委任承諾書

4. 債権者登録兼支払金口座振替依頼書 窓口にて配布しています。

5. 住宅改修内容検討書 ケアマネージャーのみ作成できます。

6. 工事の見積書 手数料は支給の対象外です。

7. 立面図・平面図

8. 日付が入った改修前の写真※

《事後申請 必要書類》

1. 高齢者自立支援住宅改修完了報告書

2. 領収証（原本）

3. 日付が入った改修後の写真※

注意 事前申請と内容が変更になる場合は、工事前に市へご相談ください。

変更内容によってお手続きが異なります。

※写真について

・カメラに日付機能がない場合は、ボード等に日付を

記入し、改修箇所に挿入した写真を添付してください。

・浴槽の取り替え工事の場合は、改修前後の高さが分かる

ように、メジャーをあてた写真を添付してください。

○ご不明な点はお問い合わせください。

東久留米市役所 福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係

電話番号 042-470-7750（直通）

FAX番号 042-470-7808